

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

小林 武治君	高橋文五郎君	津島 文治君	天坊 裕彦君	中村喜四郎君	占部 秀男君	鈴木 壽君	林 虎雄君	松澤 兼人君	松本 賢一君	市川 房枝君	小平 久雄君	永山 忠則君	新井 裕君	今竹 義一君	有馬 元治君	佐久間 彌君	柴田 護君	細郷 道一君	鈴木 武君
加瀬 完君	原田 立君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君
加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君	加瀬 完君

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(地方事務官制度に関する件)

○昭和四十一年度地方財政計画に関する件

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(沢田一精君委員長席に着く)

○理事(沢田一精君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○加瀬完君 局長に伺いますが、いただきました資料によりますと、近年銃銃所持者が非常に増加をしております。たとえば昭和三十一年に比べますと、三十九年は銃銃は七〇%、空気銃は二倍に増えております。この増加している理由は何ですか。

○政府委員(今竹義一君) 銃銃につきましては、最近いろいろとレジャーブーム等によりまして、狩猟あるいは射撃をする人口がふえておるといふことによる面が大きいと思います。空気銃につきましても、必ずしもそういうことではなくて、いままで潜在化しておった、つまり許可を受けてなかったというものが顕在化してまいった、許可を

受けるようになったということがあろうかと思いますが、銃銃につきましても、レジャーブームの影響がある、かように見ております。

○加瀬完君 終戦直後と比較をすれば、空気銃などが非常にふえたというならば、潜在化しておったものが顕在化したということにもなりますが、三十九年というのは取り締まり法規はできておりました。その以後急にふえていくわけですね。これは戦前と比べて、銃銃所持の基準がゆるやかになったといえますか、戦前との所持基準の違いが銃銃などこのようにふやしているということになりますか。

○政府委員(今竹義一君) 戦前の銃砲火薬類取締法は、私の記憶によりますと、銃銃、空気銃についての所持許可制度というものはなかった、かように承知いたしております。

○加瀬完君 それはいわゆる警察庁の管轄のワタで取り締まり基準というのはいきびしくはなかったかもしれませんが、税体系上、一般の狩猟者と、それからいま言ういわゆるレジャーのような形で銃銃をする者との税金には格差がありましたね。そういう形で、だれでも銃銃を持てるということにはなれなかったわけですね、前には。いまそれが非常にゆるやかでしよう。こういう点の御研究はなさっておりますか。

○政府委員(今竹義一君) いわゆる狩猟法による問題は、若干先生のおっしゃるような点があるかと思いますが、銃銃そのものの所持という一面でこの統計は、銃銃そのものの所持という面でごいまして、その点については、戦前準銃についての許可制はあったと思いますが、銃銃、空気銃についての許可制はなかったと思いますが、その影響はないかと、かように考えます。

○加瀬完君 そういふ狭義の取り締まりをどんなに攻めていったところで、銃銃がふえれば銃銃に伴う事故というものも、これはふえてくることは当然予想されることですね。ですから、銃銃そのものを簡単に所持できるという状態が、一体よろしいかどうかという対策というものがあつてしかるべきだと思うのです。それが非常にゆるやかになってしまったので、だれもかれもみな銃銃を持つ、銃銃の数がふえるから事故も多くなると、こういう悪循環が繰り返されておるのではないかと、したがって、全体の対策としては、銃銃そのものがこのように七〇%も数年間にふえる、こういう形を一体野放しにしておいてよろしいのかという問題があるのではないかと。まあこれは直接警察庁の職務範囲ということにはならないかもしれませんが、そういう点でも対策を立てていかなければと思うわけでございます。

で、先を急ぎますので、次の質問に移ります。三十九年の被害者の調査によりますと、準銃を除きましては、散弾銃が、死者十四、その他の銃砲が三となつておりますが、その他の銃砲とはどんなものですか、それから事件の内容あるいは傾向というものはどういうことですか。

○政府委員(今竹義一君) おそれ入りますが、ちよつと三という点、よくわからないのでございます。

○加瀬完君 「銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案」についての資料というのをお渡しくださいましたね。これの五九ページを見ますと、三十九年のところに被害者調査がございまして、準銃を除きましては散弾銃は死者が十四、その他の銃砲は三とござい

○政府委員(今竹義一君) 第3表のところに、その他の銃砲の総数が十四ございまして、無許可のもの十二、許可にかかると二つ、こういうことで被害者が出ております。この銃砲でござい

ますが、手製の銃砲が十二でございす。それから信号銃によつて事故が起つておりまして、これが二つでございす。この被害者が出ておりますのは、手製のものが死者二、負傷者二、信号銃が負傷者一と、こういうことになっております。

○加瀬完君 この無許可銃砲の取り締まり状況を見ますとね、三十九年はその他の銃砲の事件押収が非常にふえておりますね。銃砲代用品が増加をすように制限したところで、銃砲代用品が増加をすれば、犯罪の原因というのはいやばり減つてこないわけですよ。これに対してどういう対策をお考えになっておられますか。

○政府委員(今竹義一君) 拳銃、その他無許可のものにつきましては、それが拳銃であろうと銃砲であろうと、あるいはその他の銃砲でございまして、全部無許可のものはこれを取り締まっております。こういう態度でございす。

○加瀬完君 それはわかりますよ。わかりますけれどもね。この法律案の内容とすると、最近において銃砲による犯罪並びに事故の状況が多いので、これにかんがみて使用及び保管に関する規制を強化するというのでしよう。銃砲として正式に届け出られないもの、いわゆる模造品による犯罪が累加しているわけですから、単に届け出された拳銃とか銃砲とか空気銃だけを取り締まったところで、模造品による犯罪というものを遮断しなければ所期の目的は達しないでしょう。この法律は、いままでもお示しいただいた統計によれば、むしろ模造品による犯罪がふえているわけですね。それに対する押え方というのは、この法律ではさっぱりはつきりしないわけでしょう。その点、どうお考えですかということなんです。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲の取り締まりにつきましては、許可を受けたものは許可の体系に乗せて、この事件、事故が起らないように取り締まりをしていく。で、許可を受けないものは、これはそれが密輸によるものであろうと、あるいは模造手製のものであろうと、あるいはそれが銃砲店から購入したものであろうと、全部これを捜

査して取り締まっていく、こういうことに全力をあげておるところでございす。

○加瀬完君 私は、この銃砲等による犯罪というものの原因は、銃砲を所持しているから起こるに違ひありませんけれども、その所持の状態に対していろいろ制限を加えても、原因の根絶は期し得られないと思うのですよ。と申しますのは、これもおととい鈴木委員が御指摘になった点でございす。お配りいただきました資料の中に、暴力団の検査数というものがございす。それによりますとね、拳銃による、拳銃を対象に暴力団が検査されたものといひましようか、暴力団の拳銃が検査されたものといひましようか、正しいでしようか、東京で二百六十二、近畿管区が百六十二、中国が百十六、九州がこれに次いでございす。その他の銃は近畿が八十五、九州が三十二といひましようか。ところが売春暴力団で検査されたものは、近畿が五百七、九州が四十九、港灣暴力団で検査されたものが、九州が五十七、近畿が八十五でございす。こういう数になっておられます。そうすると、この表だけで類推するのはちよつと無理かもしれませぬけれども、一見すると、売春暴力団や、港灣暴力団の非常に多い地域に、拳銃やその他の銃の検査数あるいは犯罪数というものが非常に多いことが類推されるわけですよ。だから暴力団そのものというものの取り締まりを厳格にしていまはせんでは、どんなに所持だけを取り締まっても、所持をきびしくすれば、今度模造品を持つて犯罪を重ねるということになるわけがございまして、この関係の御調査は、あるいは対策はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(今竹義一君) 拳銃あるいはその他の模造銃砲がどういふところに流れておるか、それについては特に暴力団等は、最もそういうのが濃厚に流れておるところではないか。またそれ以外にも、あるいは少年等が興味でやるというふうないろいろな事例もございす。私もそういう無許可の銃砲が濃厚に流れておる地帯というの

最も取り締まりの重点として、特に暴力団についての取り締まりとともに、その持つておる無許可銃砲というものをきびしく取り締まっております。でございす。

○加瀬完君 ちよつと私さつき出した数字違つておりました。近畿の港灣暴力団四百四十一でありす。大阪が二百三十八、兵庫が二百二、それから売春暴力団は大阪が二百六十一、兵庫が百八、それで近畿管区では売春暴力団が五百七、これだけ検査されておられます。ところが、そこは拳銃が大阪が百二十二、兵庫が二十九、その他の銃が大阪五十、兵庫十八、滋賀が十一という検査数が出ておるわけですね。鈴木委員が御指摘になりましたように、非常に年齢の低い層が銃砲の所持の許可をされておるので、犯罪が多いということ、数字の上ではなからいませぬ。銃砲による犯罪のほとんど大きなパーセントを占めておるのは暴力団、しかもその暴力団は港灣暴力団、売春暴力団というものの背景の強いところに銃砲の犯罪も多いといふことが一応類推されるわけがございす。そうなるまいかと、いまのよう

に、これからこの法律のように、五年ごとに所持を改めていくというふうなことで、最も起こり得るであろうと予想される暴力団の銃砲の所持というものの取り締まりが、厳格を期し得られるものか、こういう問題も出てくるわけですね。この点どうでしょう。

○政府委員(今竹義一君) 無許可の場合につきましては、これはきびしく取り締まっております。更新は五年で、もちろん五年ごとに更新の手続によりまして、その際不適当であれば、これは更新をしないといふことになるのでございす。そのほかには十三条の規定によりまして検査という方法もございす。また暴力団等は現行法の第五条の第一項第六号によりまして、そういう者には許可はしてはならぬ、あるいはそういう者であればこれを取り消す、こういうことになっております。で、それによつてきびしく取り消し、その他の措

置をいたしておるところでございす。

○加瀬完君 三十年における殺人事件のうち暴力団関係は二六%を占めておられます。三十一年は四一%を占めておられます。それから全国の傷害事犯に対して暴力団関係の傷害は三十一年は四九%を占めておられます。その後若干下降はいたしておりますけれども、二〇%を割るという事はないわけですね。少なくとも四分の一に近いものといひましよう。これは暴力団による殺人であり、暴力団による傷害が多い。しかもその傷害あるいは殺人に使用されるものの中で、拳銃その他の銃といひましよう。その相当のウェイトを占めておられます。しかも、その不法による所持者の検査数を見ると、ある地域にこの限定されているわけですね。その背景には売春があり港灣暴力がありといふことになっておる。そうなるまいかと、一応未成年の銃砲による犯罪というものが大きく社会的な問題になりましたので、一応未成年者に対する銃砲の所持の規制といふものをきびしくするといひましよう。その未成年者じゃないわけですね。この暴力団ですね。暴力団の取り締まりといふのを激してやっていると、二五%以上の犯罪は暴力団が持つておる。それを五年ごとの更新といふことであれば、きのうも質疑の中で明らかにされたように、いままでは不法所持ではないけれども、所持の責任者が明確になつておらなかつたような件数といふのが非常に多いわけですね。そうすると、五年という間は、その一つの銃砲ならぬ銃がどこかへこう回つていって、その間の過程というものは、五年間というのは相当長い期間です。銃そのものが流転していく瞬間瞬間をとらえるといふことはなかなか骨ですね。で、それがこのように暴力団に使われるといふことが予想される。その期間をもつと短くして、銃の所在といふものを顕在化するといふためには、五年という年限といふものは相当考慮を要する問題が生じてくるんじゃないか。確かにそれが何にもなかつたよりも、無制限を五年と制限し

たことはいいことです。いいことだけれども、犯罪防止、特に暴力団の犯罪防止という点から考えると、五年というところで犯罪防止になるか、銃の流通というものをそれとめられるかと、こういう心配があるわけですから、この点はどうでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) 現行の第五条第一項第六号によりまして、「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者」、これには銃の所持許可をしてはならない。また、そういう者につきましては取り消しできることが一条に書いてございます。この状況でございますが、昭和三十一年中にこれに該当するものとして、不許可処分になったものが二百六件、それから取り消し処分を行なったものが四十三件という数字でございます。暴力団等に渡りそうな、あるいは渡っておる銃砲については、きびしくこれを取り締まっております。なお、こういう検査の十三条の規定によってこれを行なっておるわけでございまして、このたび五年の更新制を立案しまして、五年の更新と現行の十三条の検査の規定と両々相まって所持の適正な取り締まりに当たりたいと、かように考えておるところでございます。

○加瀬完君 くだいようですけれども、たとえばこれは昭和三十一年ですかの暴力団検査数の中で、拳銃関係の検査は、東京が二百六十二です。近畿が百六十二、警察管区単位に見て、中部が五十八、このうち愛知は四十七ですよ。近畿は、大阪はさき言ったように百二十二、九州管区は六十三で、そのうち福岡が四十四。その他の銃で大阪が五十、福岡が二十二、こういうように一地域で検査数というものが非常に多いわけですね。こういう暴力団関係で、暴力団の拳銃、あるいはその他の銃関係で検査された数が非常に多い地域が、この銃砲刀剣の所持の取締法をこのように変えたいくらいで、これを根絶するという効果がどれくらいあがりますか。

○政府委員(新井裕君) 御引例の拳銃は、いまの

法律でも全面的に所持を禁止いたしておりますので、今度の改正等は直接関係ございません。従来と同じように、嚴重にそういう不法所持を追及していくということでございます。したがって、ここに書いてあります数字は、確かに拳銃をはしがる層が暴力団以外にそうたくさんないことは、われわれも容易に想像できることであります。が、依然としてそういうものが出回っております。これは、残念ながら事実のようでありまして、今後ともこの方面に重点を置いて取り締まりを徹底させていこうというのが、われわれの方針でございます。

○加瀬完君 私の説明が若干要領を得なかったかもしれませんが、その拳銃の取り締まりができるかどうかというのを私は聞いていたわけじゃない。拳銃、その他の銃の検査数も、いま申し上げましたとおり、地域的に非常に多いところがあり、それはほとんど暴力団関係だ。それで拳銃の取り締まり、その他の銃をどのように新しい法律によって取り締まったところで、銃砲まがいの犯罪が非常にふえていく。拳銃が手に入らない、正規の銃が手に入らないというとなれば、手製の銃砲まがいのものでやったりそれを犯罪用に使用するというケースもふえてくるのではないかと。だからそれは根本的には暴力団そのものをとらえなければならぬのではないかと。この拳銃あるいはその他の銃の検査数の多いところには、売春の暴力あるいは港灣暴力というものの検査数も非常に多いということになれば、むしろこの法律の目的とする一応銃砲の取り締まりというものを止めていくためには、むしろ根本的な原因の売春暴力団や港灣暴力団、あるいはその他の暴力団をはびこらしてこの状態というものをねらっているように、銃砲による犯罪並びに事故というものの防止は不可能ではないか。いただきました資料から見ると、そういうことが類推されるのですが、いかがですか、こういう点を伺っているのです。

○政府委員(新井裕君) 銃砲刀剣というものが、どういうところに使用されるか、その大きな部分が暴力団に相当数使われているというところは、御指摘のとおりでございます。われわれも、この間うちから御質問がありましたところにお答えをしたつもりでございますが、暴力団の取り締まりは今後とも徹底をしてまいりたいというふうな考えでおります。

○加瀬完君 銃砲まがいの取り締まりということ、どういう現況ですか。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲まがいのものについての検査のしかたは二つございまして。一つは、この銃砲刀剣類所持等取締法によって検査する。一つは、武器等製造法違反によって取り締まる。こういうことになるわけでございまして、いまさき申しましたように、この事件供手の中では十四件、それから事故を起こしたもののうち八件、そういう銃砲まがいのものがございます。

○加瀬完君 それから、あと二、三点でやめますが、知事から公安委員会に管理を移すことによつて、どういう新しい効果を期待しているのですか。

○政府委員(今竹義一君) 従来銃砲等に使われたい火薬についての所持許可が知事の所管であったわけでございまして、銃砲がこわいの火薬があつてございまして、また、たまたまこわいの火薬銃があつてございまして、この銃砲とそれに使われる火薬の許可は、諸外国の例を見ましても、一元的に警察が行なっておるという例でございます。私も、これによって銃砲、火薬のたまたま譲り渡しの許可をいたします際に、あるいは銃砲を持っておるかどうかが、それがまた、持っておる銃砲に使われるたまたまであるかどうか、その他いろいろ公安上必要な検査を十分に徹底していただきたい、かように考えております。

○加瀬完君 未成年者に所持させることは、最近における悪用事例にかんがみて、適当でないかと判断されて、これのワケを狭めていくわけですね。

しかし銃砲所持者の未成年が犯罪を犯した例が多いですか、それに關係なく未成年が銃砲によって犯罪を犯したのですか。

○政府委員(今竹義一君) 未成年が銃砲によって犯罪を犯した数は、未成年者が銃砲の所持許可者でありまして、その所持許可者の未成年に、銃砲所持許可をいたしております、その所持を許可された銃砲を使った事件、事故が七件でございます。その所持許可数は三百二十九件でございます。その率から申しますと二%で、おとなの場合の〇・四%より多いと、こういう統計になっておりますので、未成年者に所持許可を与えることはあぶない、こういうふうな判断をいたしております。

なお、御指摘のように、未成年者が所持許可を受けてなくて、父兄等が受けておる銃を未成年者が持ち出して、いろいろと事件、事故等を起こしている例はなかなかございまして、これは所持許可と關係ございせんので、所持許可の場合には、未成年者が所持許可を受けておる者についてそういう事件、事故が多いと、こういうことでございまして。

○加瀬完君 そうすると、未成年者であつて、しかも所持許可を受けている者が、みずからの所持の銃砲によって犯した犯罪は銃砲犯罪の二%、そういうことですね。

○政府委員(今竹義一君) 未成年者の所持許可を受けておる銃砲の事件は三件、それから事故は四件、合わせて七件、このうちその所持許可本人、つまり未成年者がやつたというのは三件でございます。

○加瀬完君 パーセントにしてさき二%というお話がありました、それは違いますか。

○政府委員(今竹義一君) 所持許可数が三百二十九でございまして、その七という事件、事故の数は二%ということになります。

○加瀬完君 そうすると、全体の所持許可者についてパーセントは幾らになりますか。

○政府委員(今竹義一君) 全体は〇・四六%で

ございます。

○加瀬完君 ○・四六です。○・四六も犯罪には違ひありませんけれども、問題は○・四六の犯罪を防ぐために、ここに未成年者の所持のワクをきびしくしたところで、無許可の者で犯罪を犯している例だって未成年者の中にもたくさんあるし、一面、銃砲による犯罪は、未成年者でない者の、当然この法律の改正によっても許可を受ける者の犯罪件数というものが非常に多い。そういうことであれば、そちらのほうの犯罪をどう防止するかということが整備されなければ、未成年者の制限だけをきびしくしたところで、この銃砲による犯罪の防止というものはちょっとびたんとするものを感じないわけですが、この点どうでしょう。

○政府委員(今竹義一君) 未成年者の場合に、ほかの者が所持許可を受けておる銃を使つて犯罪をやつたというのがかなり多いことは事実でございます。しかし銃銃のように非常に危険の高いものについて、二十歳未満の者にこれを所持許可を与えることはどうか。現にライフル少年の事件のやうな例もございまして、また狩猟免許も二十歳になつておる。こういうこともあわせて考えて、特に威力の強い銃銃については二十歳未満の者には所持許可をいたさない、こういうふうに考えたわけでございます。

○加瀬完君 それは一つの理論的には合理性を持っています。しかし、ねらいは、この銃砲による犯罪の防止ということであれば、ただ許可を厳格にするだけでは、そういう未成年者は一つの銃に対するマニアみたいな者もおるわけですから、そうするとその模造品を自分でつくつたり、銃砲の類似品を購入したりという、別の犯罪要件というものがそこ生まれてくる危険がございましてね。それで先ほどのお話のようにも、むしろ銃砲そのものの犯罪よりは、銃砲類似品による犯罪というものが傾向としてはふえていくということになりまして、ただ、おまえは銃砲を持たせないぞというだけでは、銃砲に関する犯罪を防ぐとい

うことにならないじゃないか。持たせられないから類似品をつくつたり、類似品を購入したり、類似品を所持したりということになると、その犯罪というものの、今度はまた相当力を入れて取り締まらなければならぬことになる、そういう点をどうお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(今竹義一君) 未成年者の銃砲類似品、特に玩具類似の空気銃あるいは手製のいろいろな銃砲でございますが、これがいろいろと少年の間にあることは事実でございます。これらにつきましましては、それが弾丸発射の機能を有する場合は、当然不法の銃砲としてきびしく取り締まつておるところでございます。

○加瀬完君 それから、実包等を別にしておかなければならぬということに今度なるわけですね。すると、弾に行つたやうな場合、別に置いて置くというの、どこまでのことをしなければ、保管義務が怠られたということになるのですか。

○政府委員(今竹義一君) たまを込めておいたために、それが暴発したり、あるいは子供がそれをいじつて暴発したり、あるいは盗まれて奈良のシカを撃つたりというやうに、たまを込めておくというところによる事件、事故が非常に多いものですから、たまについては、これを抜いて持つておくのと、こういうふうにしたわけでございます。そこで、このたび十条の第三項におきましても、そういうたまを装てんしないで、こういうふう

に、いままでは「安全装置をする等直ちに発射できないようにして」というところを、実包云々を「装てんしないで」と、こういうふうに直したわけでございますが、これはその前にございまして、運搬する場合にございまして、猟場等において実際に狩猟をするという場合は、ここである「携帯」「運搬」ではないと、かように考えておるわけでございます。

○加瀬完君 こまかいことでございますが、銃銃が立てかけてあつて、そのわきに実包が置かれておつた。その実包と銃銃を持ち出して犯罪が行な

われた場合、これは保管義務として違反ということになりますか。

○政府委員(今竹義一君) 第十条の三の具体例についての御質問かと存じますが、この場合は、「保管に当たつては、当該銃砲に実包」を「装てんしておいてはならない」ということでございまして、装てんをしない場合には、十条の三に該当するとは考えておりません。ただ御指摘のやうな場合、これは非常に危険なものでございまして、今後講習等の機会に、銃砲を所持する者のマナーとして、そういう点について十分指導してまいりたいと、かように考えておるわけでありま

す。

○加瀬完君 これで終わりますが、空気銃の所持の取り締まりというものは、どのような現状に置かれておりますか。それから鳥獣保護といった関係の違反が、やはり二千六百件くらいございまして、鳥獣保護といった立場で空気銃の取り締まりというものをどう考えておられますか。

○政府委員(今竹義一君) 空気銃につきましましては、この資料の第五表にもございまして、非常に「事件押収」及び「発見拾得」という数が多いとございまして、これはまだかなり無許可の者があつたということもございまして、この点については、そういう無許可のものの取り締まりをきびしくしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。この空気銃を使ひまして、いろいろと発射してはならない場所で発射をしまして、狩猟法違反を犯すという事例もかなり多く発生しておりまして、特にこの狩猟法違反の中で、無免許の狩猟、狩猟期間以外の狩猟あるいは狩猟禁止区域における狩猟、その他、町の中におけるやういふ空気銃の乱用等について、それをきびしく取り締まつてまい、こういう考えで対処してまいりたい。

○加瀬完君 これで終わりますが、結局、銃砲所持者のモラルということが、これはやっぱり結論的には問題になつてくると思うわけでございますが、その点で禁猟区での密猟といひますか、こ

う犯罪の検挙件数というのはどうなつておりますか。

○政府委員(今竹義一君) 狩猟禁止区域におきまして昭和三十八年中の狩猟の取り締まりが百四十四件、それから禁猟区におきまして無承認の狩猟が十七件等でございます。全部で昭和三十八年の場合に狩猟法違反で取り締まつた件数が二千六十六件、昭和三十九年の場合は三千五百四十四件でございます。これについては鳥獣保護という観点及び危害を他に及ぼすという観点から、厳重な取り締まりをいたしておるところでございます。

○加瀬完君 全国で二千件ないし三千件の検挙数というところで、厳格な取り締まりが行なわれたと見られますか。私どもの近いところにも禁猟区がありますけれども、堂々と銃砲の音が聞こえますよ。ほとんど取り締まりがありませんね。私は、銃砲刀剣についての取り締まりをきびしくするということはけっこうなことですが、銃砲、狩猟法等、銃砲に関する禁止条件についてもきびしく取り締まつて、銃砲所持者のモラルというものを高めるというのをしなければ、ただ銃砲の犯罪だけを対象に取り締まりだけをやっておられますと、目的は達しないんじゃないかと思われまして、そういう点も一その御努力をいた

だきたいと希望をいたしまして、質問を終わります。

○松澤兼人君 いま加瀬委員からお話がありましたが、保

管の問題ですけれども、保

管の問題ですけれども、保

管の問題ですけれども、保

○政府委員(今竹義一君) 現在所持許可になつ

て、おります八十八万丁のものにつきましては、その更新の際もあわせてこの講習を行なう予定であります。

○松澤兼人君 今度の八十万丁ですか——八十八万丁か、その切りかえのときには、もちろんそうでしょうけれども、その切りかえ済んで、まあ平常時といえますか、通常の場合においても、やはりそういう講習会をおやりになるのですか。

○政府委員(今竹義一君) この講習は、いま申しような法令の知識あるいは取り扱いの実際の知識でございますので、一たん講習を受けますと、その講習の効果は永久である、こういうふうと考えております。

○松澤兼人君 前回も銃砲刀剣類の法律の改正があったし、今度これは改正があつて、改正法が今後適用されるわけですから、五年の間にまた法律が改正されたりしたら、講習しないで、永久に更新という手続だけで済ませて、その間に法律の改正があつたということに対する講習等はなさらないのですか。

○政府委員(今竹義一君) この銃砲につきましても、五年ごとの更新のほかに、現行法によりまして検査がございまして、大体一年程度で毎年検査をいたしております。そういう機会、その他もろもろの機会を通じて、法令の改正等については十分に趣旨を徹底してまいりたいと、かように考えております。

○松澤兼人君 まいりたいと思つたということとはわかるわけですが、いままで法律改正があつた場合には、その一斉検査の場合、そういう新しい法律なり、あるいは改正された法律に対する趣旨の徹底とかということをおやりになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(今竹義一君) そのつど十分に実施いたしております。

○松澤兼人君 一斉検査というのは従来やっていたわけですが、これは機械的なものじゃないですか、本来は、それは講習会でないのだから、そこで新しい法律ができたとかないとかい

ようなことで講習をしなければ意味がないのじゃないですか。たとえば自動車の場合には、法律の改正あれば、道交法の改正があれば、講習受けさせているじゃないですか。だから、銃砲刀剣の場合においても、法律改正等があれば、やはりその趣旨というものを徹底する機会というものは必要だと思つたのです。単に銃砲検査という機械的な検査だけで、法律改正の趣旨であるとか、あるいはまた、国会において希望された意見などというようなことがどうして所持者に徹底できるか。そういう問題があると思つたのですけれども、先ほど申しましたように、自動車の場合には、改正された法律に対する講習みたいなものは行なわれているように私は聞いておるのですけれども、そうじゃないでしょうか。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲刀剣類の十三条の検査は、銃砲刀剣類の所持が適正に行なわれているかどうかを調査する必要があるときに、行なうのでございまして、所持が適正に行なわれておるというところは、当然法令の知識を十分に持つており、その法令に従つておるということを前提としていたしますので、この機会に改正法の趣旨についても十分に周知する、こういう考えでございまして、松澤兼人君 これ以上は水かけ論みたいになりますけれども、自動車の免許の場合などはちゃんと講習会やつておるわけですから、五年という更新の時期というものは、われわれにすれば長いという考えがあるわけですが、だから、それを短縮するかしないかは別問題として、一ぺん今度の切りかえのときに講習会をやると、しかし、それから永久だということじゃ、ちょっとおかしいのじゃないかと思つたのですけれどもね。その間にどんな法律は変わるでしょう。だから五年目の更新のときには必要じゃないかと、こう思つたのですけれども、これは私の意見なり希望なんです。結局何かの機会ですらういことをやるほうが望ましい、あるいは考へてみましようというふうな、そういう回答があつてもいいのじゃないかと思つたのですが……。

○政府委員(新井裕君) いま御引例の道交法の改正のあるたびに、運転者を集めて講習会を開いておるかというお尋ねでございまして、これも、實際上、交通安全協会に頼んで、人を集めてもらつて説明をしておるのであります。あの運転免許証を更新するときに講習を受けなければ更新させないということではございません。それと同じように、今度の場合も、手数料を取つて、四時間なり五時間のカリキュラムを組んで、そうして講習するといふほどのことでもないのです。道交法と同じように、法律が改正されれば、そういう人たちがいろいろの会を持つておれば、会のたびに、今度はいま申しましたように検査といふものを相当のころ厳重にやつておりますが、そのたびに銃を持つて署に出頭してもらつたのでありますから、そのときに十分に講習を事実上行なつてまいりましたし、今後も行なうつもりでございまして。したがひまして、銃刀法と道交法とその点においては、何ら軒差がないと思つたのです。

○原田立君 空気銃、あるいはまた猟銃等をいわゆるガン・マニアが愛玩用として所有して、いた、こういうふうな場合にはどうなんでしょうか、許可が出るのですか。

○政府委員(今竹義一君) 今度の改正案の第四条第一項第一号によりまして、そういう猟銃または空気銃は「狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者」、これに許可されることになっております。単なる愛玩用では許可の対象となりません。

○原田立君 実際にはそういう例がかなり多いと思つたのです。別にそういう鳥獣狩猟のためにではないけれども、装飾品みたいなことで置いておきたい、これは形のすばらしいようなもの、あるいは古式——古いようなものなんかの場合には、そういう例が非常に多いと思つたのです。そういうものも、そうするといふ御説明のように全然だめだということになるのですか。

○政府委員(今竹義一君) 美術品もしくは骨とう品としての価値のある火なわ式銃砲等の古式銃につきましては、十四条の登録で所持できるわけでございますが、そういうものに該当しない一般の猟銃、空気銃については、単なる愛玩用では所持許可が与えられない、こういうことになるわけでございます。

○原田立君 そうすると現行では狩猟用として届け出、許可を受けたものでなければ所持することができない、こういうことになると思つたのですが、今度それを使用する場合には、狩猟免許を取らなければいけないわけですね、使用する場合には。

○政府委員(今竹義一君) 使用する場合は規制は、第十条によりまして、狩猟の場合には当然そういう狩猟免許を取らなければ発射することができない、こういうことになるわけでございます。

○原田立君 先ほどからいろいろ問題になつてゐるんですが、銃と火薬、たまの関係になるわけですが、銃は免許を取ると火薬はどのぐらいの制限で——火薬の購入には制限があるんですか、それとも無制限に買えるんですか、その点はいかがですか。

○政府委員(今竹義一君) 狩猟免許を持つております場合には、火薬類取締法によりまして、実包、空包で千個以下、火薬で五キログラム以下、銃用雷管で二千個以下に限り無許可で譲り受けることができることになっております。ただ、これが従来は何回でもそういう数量が買えるという扱いでございましたので、これは非常に危険であるといふことで、通商産業省令を改正いたしまして、一猟期内に限りそれだけを無許可で買える、こういう規定に現在は相なつております。

○原田立君 一狩猟期間に火薬は五キロ、雷管は二千個、空包は千個以下ならば、それは何度でも買えるということになるんですね、ではたしてこの数量は妥当であるかどうかというふうなことなんですけれども、その前に、愛玩用として所有することは認められないと、ところが、狩猟用と

して届け出れば認められると、実際に行使しようとする場合には狩猟免許が必要なので、すけれども、じゃ、狩猟免許を取らなかったと、そういうのは銃銃等は持っていないとかまわらないわけですね。——持っていないなら、そこで、今度は実際に一狩猟期間で火薬五キロとか、あるいは雷管二千個、空包千個、ちよっと多いんじゃないかという感じがするんです。余ったものを横流しをして、不正に入手して、それが事故の発生等に使用されると、こんなふうになるわけですね。それで聞きしたいのは、狩猟免許を取らない場合の銃銃は、これは持っていない、いいわけでしょう、その点いかがですか。

○政府委員(今竹義一君) 銃刀法によりますと、狩猟する場合と、有害鳥獣駆除の場合と、標的射撃の、三つの場合の目的に限り所持許可があるというところでございます。そこで狩猟免許——狩猟する場合は大体狩猟免許に該当するわけでございしますが、それ以外でも有害鳥獣駆除及び標的射撃という目的がある場合に限り所持許可の対象になる、こういうことでございます。

○原田立君 その標的射撃と狩猟用とどういうふうに違うんですか。

○政府委員(今竹義一君) 狩猟用と申しますのは、狩猟法に基づいて狩猟する場合でございします。標的射撃と申しますのは、銃砲刀剣類所持等取締法によりまして、一定の許された指定射撃場で射撃をする、こういうことでございます。

○原田立君 それで、きのうも長官お話しになつておられましたけれども、前年は狩猟免許を取ったと、ことは取れなかった、こういうような場合のケースのことをいまお聞きしているのですけれどもね。そうすると標的射撃用としてはそれは所有していかまわらないのだということになるわけですね。所持していかまわらないのですね、銃銃。

○政府委員(今竹義一君) 所持許可の段階において、及び更新の段階において、それが狩猟用に使われるか、標的射撃用に使われるか、こういう判断をいたすわけでございます。その間たまたま、まあ去年は狩猟免許を取ったけれども、ことは何かからだの都合で取れなかったというようなこともあるかと思いますが、それはやはり狩猟用、こういうふうなことでございします。

○原田立君 考えているじゃないに、そういう場合の所有はどうなるのだということを聞いています。所持していいのかわかるか。

○政府委員(今竹義一君) 所持して差しつかえないものと、こう解釈いたします。

○原田立君 結局はく普通常識的に考えてみて、こういう銃銃やまたは空気銃なんかは、所持の許可をもつと強力に制限を加える必要があるんじゃないか、こう考えているわけですが、あんな取り扱い等をしていけば、やはり事故が発生する種になりますし、警察も事故が起きてから取り締まるというやり方が現状のようですけれども、やはり事故の発生を防いでいくような、そういう方向でなければならぬと思うのですが、それで銃銃免許を取るには、狩猟講習会を受けて、合格した者は、その免許に限り三年間有効である。銃砲所持のほうの講習は一回限りで、そしてしかも終身の有効である、どうもこのところでもう少し強力な制限を加えたほうがいいんじゃないか、こう思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲刀剣の講習は、いま先申しましたように、法令の知識及びこの取り扱い等の知識でございます。その内容から言いますと、一度講習を受ければ永久にその知識が存続するもの、かように考えておるわけでございします。狩猟法につきましても、その狩猟鳥獣の識別という別の問題がございまして、これはなかなかむずかしいものでございまして、これについては繰り返して三年ごとくらいに講習をしなければならぬ必要があるためにそういう制度になっているものと、かように考えております。

○原田立君 ばくら全然銃の関係なんというものは知識があまりないので、一回、しかも四時間聞

らひの試験をやつて、それで十分その所期の目的が達成するのだというの、どうも合点がいかないのですが、その試験に落第するということはあるのですか。

○政府委員(今竹義一君) そういうことのないように十分に講習はいたしたいと思ひますが、ただどうしても受からないという場合には、所持許可を与えてはならない、こう考えております。

○原田立君 そうすると最低限の知識を十分与える、こういう意味で、ほとんど落第はない、こういうふうな考えていいように大体思ひえるのですが、試験は年に一ぺんだらうと思ひますが、もししこしやつて落つたらば来年と、一年間は所持の許可は取れないわけですね。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲を所持しようとする人たちの利便を考えまして、そういうふうには考えておりません。大体各警察署ごとにブロックの組み合わせ等も考えまして、毎月一定の日に、たとえば第何日曜日あるいは第何何曜日というように日にやりまして、各府県ごとに受講者の数、交通の便利、その他種々の点を勘案しまして講習をやつていく、こういうふうな考えておりますので、ことし受けたら次は来年だということではなくて、別の講習会場がもう警察署である、こういう形で実施したい、こう思つております。

○原田立君 じゃあ、Aという町でもし落つたら、今度はBという町で来月やれる、こういうことですね。

○政府委員(今竹義一君) まあ、この講習でおそらく落ちる人は、どこで受けても大体だめじゃないか、こう考えておりますが、理論からいいますと、先生のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木壽君 これ、落ちるとか落ちないとかという、何かやりますか、この講習で。試験をやつて——これはやはり何かそういうふうな試験をや

○政府委員(今竹義一君) 実施する予定でござい

ます。

○鈴木壽君 私、ここで一つ、今度新しくできた五条の三を見てくださいと、講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対して——普通、講習会の場合は、話を聞いたり何か実技練習をしたり、いろいろなことをやつて、所定のそれが終われば講習を修了した、こうやるんですね、普通は。特にこの場合には、いわゆる試験みたいなものをやる、こういうわけですね。

○政府委員(今竹義一君) ここで講習を受け、その課程を修了したということは、その課程を、やはり一定の知識、法令の知識、使用、保管の取り扱いについての講習の十分な知識を得た者、こういうふうな考えて、当然その確認のために試験を実施するという考えでございます。

○原田立君 先ほどからしばしば問題になっている、その三年か五年かということなんですけれども、ぼくは三年のほうがいいと思ひますよ、考え方としては。この前も当委員会でお聞きしたときに、イギリスあたりでは三年というふうなお話を聞いております。で、国際的にも三年が多いという話をお伺いしておつたのですけれども、やはり日本の場合も、銃砲所持に対しては他の外国から比べてみれば非常にきびしい国でありますし、これはもともとと短縮していったほうがいいと思ひますよ。ところで、一部、前の委員会でも、三年にする職員をふやさなければいけない、だからそういうことはなかなかやうできないから、三年じゃなしに五年にするんだというふうな理由もお話が少しあつたのですけれども、これはやはりそうじゃなしに、銃なんかの事故というのは、起されたいへん人命にかかわるような大きな問題なんです。これはやはり改めて、五年というふうなことに固執するのではなくて、改めて三年等にむしろしたほうがいいのではないかと、こういうふうな思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(今竹義一君) この法令の順守のための制度としまして、それを確認するための制度と

しましては、在来も十三条の検査による方法で、適正な所持が行なわれているかどうかということを見てまいったのでございます。その上にこういう更新制をつくる、こういうことになっているわけでございますが、検査の運用と相まっての更新ということについて申せば、五年ごとの更新がもっともである、かように考えております。

○原田立君 別の問題でありますけれども、銃砲店ですね、銃砲店の横流し、やみ流しですね。火薬とかピストルとか、そういうような事例は全然皆無ではないと思うのです。前回、一週間か二週間ぐらい前にも一べん火薬の横流し等がありました。こういうようなのは、銃砲店等に対しては何か誓約書や何かが入っているのですか。もしそういうようなことをやった場合には取り消しするとか、そういうようなことはやりませんかといううな。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲店が銃砲を売る場合は、武器等製造法によって許可を得る。こういうことになっております。また、その店が火薬類を扱う場合には火薬類取締法によって許可を得る、こういう規定になっております。御指摘のように、そういう店で不当に銃砲を販売したり、あるいは火薬を販売した事例等がございまして、これらにつきましては、そのつど所管の知事の商工部局のほうに通知をいたしまして、営業監督方面でも適正を期しているところでございます。

○原田立君 それから空気銃の所持ですね。これは従来どおりのように思うのですが、空気銃も非常に性能がどんどん高くなつてきて、精度のいいものが出てくる、そういうふうにあるのですが、空気銃の取り締まり等は制限というふうなものはないのですか。

○政府委員(今竹義一君) 御指摘のとおり、空気銃もだんだん精度がよくなつておりますが、空気銃はいわば銃と比較いたしますと、一発のたまを撃つわけで、ライフル銃と比較するのが適当かと思ひますが、空気銃のポンプ四・五ミリというものでも最大到達距離が二百五十メートル、初速

が毎秒二百八十メートル、たまの重さは〇・五グラム、スズメを約十五メートルの距離で殺せる、こういうものでございます。これに對しましてライフル銃の一番威力の弱い22口径と申しまして、最大到達距離が千六百メートル、初速が毎秒四百メートル、たまの重さは二・五グラムでございまして、リス等を五十メートルの距離で殺せる、こういうふうに非常に差があるところでございまして、空気銃につきましても、現在の年齢にとどめたわけではございますが、しかし、やはり危険なものでございまして、講習の制度及び更新の制度並びにこれの構造について一定の基準に制約するということについては、新たにこのたび規定を設けて、御審議を願つておるようなわけでございます。

○原田立君 日本国内で銃砲所持の規制が非常に強化されることになると、駐留軍関係の銃所持者、これに對しても、もっと規制が加えられてもいいんじゃないか、駐留軍関係の家族、雇人、そういうような者に對してですね。そういうふうにいるんでなければ、その点どうですか。

○政府委員(今竹義一君) 駐留軍及びその家族、雇人等も、当然に銃砲刀剣類所持等取締法の規制の対象でございまして、法が改正になりますと、私も直ちに、日米合同委員会等を通じて、その趣旨を十分に徹底して、これを順守してまいりたい、かように考えております。

○原田立君 それの申し入れ等はもうしたんですか、その方法はどうかというふうになさるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 昨年、この銃砲刀剣類所持等取締法を改正していただいたんでございまして、その際に、日米合同委員会を通じてございまして、在日米軍に對してその趣旨を十分に徹底いたしました、今度の改正につきましても、これが御承認いただきました場合には、その趣旨を十分に徹底してまいりたいと考えてございます。

○理事(沢田一精君) 他に御質疑はございませんか。

度、新しい規定にあると思ひましたね。未成年者に銃所持をさせないという一十八才ですか、未成年者はよく勉強していませんが、スポーツ用のものだけは、特別に申請を受けた者はやつてもよろしいと。しかし、私ちょっと気になるのは、銃を業とするものですね。これが未成年者が持てないということになると、いままでもやつてい人がやれなくなるというふうなこともあると思うし、また、おやじさんが病氣になつて銃がでなくなるときに、むすこさんが手伝うというふうなこともあり得ることだと思ふんですが、それは一切禁止されているということになると、非常に気の毒な人が出てくるんじゃないかという気がするんですが、そういう点はどうか。

○政府委員(今竹義一君) 狩猟免許は現在、二十才未満には与えられないことになっております。二十才未満の者が狩猟を業としてゐる者はございせん。現在でも狩猟免許を与えられないということになっております。

○松本賢一君 そうすると、銃は持つてもいいんですか。未成年者でも銃は持つてもいいということ、商売でなく、娯楽には撃つてもいいということですか。

○政府委員(今竹義一君) いままでの銃砲刀剣類については、そういう狩猟免許の与えられない十八才の者等についても、射撃というふうなことの目的で所持許可を与えておつたんでございます。それをこのたび二十才に引き上げる、こういうこととでございます。

○松本賢一君 そうすると、全然、今度、法律が変わらなかつたわけじゃないに、やっぱり制限を強化したわけですね、それだけ。

○政府委員(今竹義一君) さようでございます。○松本賢一君 そうすると、いままでは、未成年者でも鳥やけものを撃つことは、商売でなければよかつたわけですか。

○政府委員(今竹義一君) 未成年者の場合には、現行法でございまして、銃は所持許可で持てる、しかし、狩猟は狩猟免許が与えられま

で、一切できないと、こういうことになっております。○松本賢一君 そうすると、いま私が質問したようなことは、今度の法律の改正によつては何ら変わらないう、いままでもおりのことであるわけなんです。

○政府委員(今竹義一君) さようでございます。○松本賢一君 ああ、それならいいんです。○林虎雄君 先般鈴木委員の要求によつて出された暴力団の解散の状況ですね、あれを見たわけですが、世論の動向によつてだいたい解散されたことは非常にけっこうだと思ひますけれども、単位組織、それから連合団体等がそれぞれ解散を見ておりますが、また著名の暴力団で正式に解散をしないというふうなものはあるのですか、もう全部解散したと見ていいのですか、この点どうでしょう。

○政府委員(新井裕君) まだ相当著名なもので解散しないものが残つております。○林虎雄君 どのくらいですか。○政府委員(新井裕君) 著名というところの標準をどこに置きますかによつて違ふと思ひますけれども、いまわれわれのほうで掌握いたしております暴力団体というのは、約三千九百ばかりでございます。これが一番多かったときは、昭和三十八年五千二百団体、それだけ解散をいたしておるわけでございます。

○林虎雄君 まあ解散した団体も、いわゆる形だけで、内容はあまり実質を伴わない解散、いわゆる擬装解散というふうなことが考えられると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(新井裕君) われわれの調べた限りでは、解散をして、その構成員が正業についたというものが、約半分ございまして、御指摘のやうに団体の数から申しますと、相当部分はまだ擬装解散だと思はれるものがございまして、最近の新聞紙上でごらんになりました、解散されたと思はれる団体の所屬員が、所屬員同士語らつて犯行を行なつておる者がまだあります。ことに連合

体が解散をしたということであって、その単位団体は解散をしてないというものもまだ相当ございます。したがって、まだまだ油断はならないと思います。先ほど申し上げましたように、だんだんわれわれの掌握している団体は減りつつあるということは、また、それから、その構成員も減りつつあるということは事実だと思います。

○林虎雄君 提出いただいた資料では、解散したうちの三分の一程度のもは正業に復したというように出ておりますが、いま長官のお話では、半分ぐらいはということですが、そんなに半分ぐらいは正業に復していると見て差しつかえないわけですか。

○政府委員(新井裕君) まあ半分とか三分の一とかというたいへん大ざっぱな数字でございますけれども、三分の一から二分の一度度ということでございます。しかも、構成員としてそういうふうに掌握できるんですけれども、団体として全部が正業に復したと思われるのは、そうたくさんございませぬ。

○林虎雄君　そこで、未解散のものはもちろんですが、解散をされた旧構成員で、この銃砲刀剣取締法に基づいて、他の正当な理由によって正式にピストル——銃砲刀剣等を所持している者は相当であると見ていいわけですか。

○政府委員(今竹義一君)　そういうものにつきますのは、第五条の規定によりまして許可を与えない、また許可をしておる者は取り消す、こういうことになっておりますので、そういうものはいまありません。

○林虎雄君　しかし、他の、ピストルならピストルを所持して差しつかえないという正当な理由によって、許可せざるを得ない場合等はありませんか、そういうことは想定できませんか。

○政府委員(今竹義一君) 現行の第五条第一項第六号に、「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」と、これには許可を与えてはならないとなっておりますし、また、許可を与えた後

そういうものに該当するというような場合には取り消すということになっております。

○林虎雄君　そうすると、ほとんどないと考えていいわけですね。

○政府委員(新井裕君) 林委員の御指摘のように、私どものほうで法律で許される限りの縁故関係にある者は禁止しておりますけれども、そういうことは全然察知できない形で持っているのは皆無だと私も思っております。

○林虎雄君　そこで次にお伺いしたことは、特にピストルなどが主だと思えますけれども、密輸がかなり行なわれておって、警察も取り締まりにかなり苦労しておられるようであります。最近の密輸の状況はどうですか。

○政府委員(今竹義一君) 昭和四十年の場合で申しますと、拳銃の押収総数は九百五十丁でございますが、このうち外国からどの船でだれが運んだというところまではっきりと密輸とわかっておりませんものが二百八十六丁でございます。国内の生産は許されておりませんので、拳銃であれば大体外国から入ってきたわけでございます。はっきりと密輸とわかっておりますものは二百八十六丁でございます。

○林虎雄君 警察当局で九百五十丁のうち二百八十六丁ですか、はっきりしたものを把握しておるというお話ですが、警察で調査のできない、把握できないようなものもかなりあると思いますが、そういうものの推定をしたことはありますか。つ

まり見当ですね、どのくらい日本に密輸されてお
るかというこの見当をつけたことばございます
か。

○政府委員(今竹義一君) 拳銃の場合、それが旧軍用の拳銃か、あるいは手製のような拳銃を除きますと、全部外国製のモーゼルとかブローニングとかいうことになるわけでございます。その九百五十丁のかかりのものは外国製のものでございますが、いま申し上げたように、二百八十六丁ははっきり密輸である、こう考えております。ただ、拳銃は全体で九百五十丁か、そのほかにまだだ

かなりあるのじゃないかということについては、確かにあるはずでございます。ただ、それがどれだけあるかということは、はっきりとはつかんではありませんが、一生懸命にさがし出しております。

○林虎雄君　そこで、拳銃の密輸と暴力団との関係とか、かなり密輸に深い関係があると思いますけれども、その点はどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(今竹義一君) 拳銃を密輸します者のごく一部にはマニアその他もございますが、大部分の者、これを使用しております者は暴力団である、こういうふうに考えております。数字で申しますと、ちよつと年度が変わつて恐縮でございます。

すが、昭和三十九年の場合に、暴力団からの拳銃押収の総数でございしますが、いわゆる七百九十二丁の拳銃押収総数のうち、暴力団から五百五十三丁押収いたしております。なお、その際密輸とはつきりわかつておりますものが三百五十八、こういうことでございます。拳銃押収総数の半数が、暴力団でございます。また拳銃押収総数の三分の一強でございしますか、三百五十八が密輸とはつきりわかつておりますということで、この密輸の三

百五十ノの大部分は暴力団のほうに流れておる、
 こういうことでございます。

○林虎雄君　そこで、密輸の取り締まりなどをす
 る場合心配されることは、非常に逆説的ですが、
 ども、暴力団が解散をしたと、擬装解散ももちろ

ん含まれておると、したがって、解散したために、従来警察当局が拳銃の密輸等を調査する上に、解散を見ないほうが把握したり、取り締まりに、

をする上に便宜であつたというようなことがなかったかどうか。逆に言えば、解散をしたために密輸関係の実態の把握というものが従来よりは困難になつたような傾向はないかどうか、この点とうでしよ。

○政府委員（今竹義一君） その点はないと考えております。と申しますのは、暴力団の組織であります、なかなか団のそういう団結を守るため

に、かなり口がたくて、だから銃を手に入れたかというようなことをなかなか申さないの、先日も御説明いたしましたように、どつから手に渡ったかわからない、出所不明銃というのがかなりあるわけでございますが、その点の追及はやりやすい、かように考えております。ただ私どもとしては、そういう暴力団が解散をしたというようなことで油断をするようなことがないように、十分な、より厳重な取り締まりを続けなければならぬ、こう考えております。

○林虎雄君　ちよっとお聞きしたいことが、そのとおりだと思いますが、そういう傾向もあると思いますけれども、逆に団の一つを握れば、イモづる式に拳銃密輸等があがってきたのが、解散したために潜行してしまつて、ばらばらになつて把握しにくいのではないかという懸念をするわけですが、そんなことないと考えていいですか。

○政府委員(今竹義一君) 団があるからイモづる式にはなりませんで、団があるからむしろ口がかかるといふというのが状況でございます。ただ、先生おっしゃるように、過去の事例を見ますと、暴力団があるいは麻薬をやり、あるいは拳銃をやるというような事例もありますが、たとえ擬装解散その他の方法をとりましたが、私ども十分に視線内に入れまして、厳重に取り締まっておる、こういう状況でございます。

○林虎雄君 最後に、長官に承りたいと思います
が、なかなかむずかしい問題ですから、警察だけ
でどうこうという問題じゃありませんけれども、
せっかく解散を見たが、逐次減少の傾向にはある
と思いますけれども、まだ正業に復さない人たち

もかなり多いわけですが、こういう人たちの何と
いいますか、いまの憲法下で、あまり尾行もでき
ないでしょうけれども、その人たちの動向という
ものをつかむとともに、更生の指導という、そう
いうことについては、どういふふうにお考えに
なっておりますでしょうか。

○政府委員(新井裕君) 団体は、先ほど申し上げ
ましたように、相当たくさんございますけれども

も、そのうち各府県にまたがるものも相当出てまいりましたので、これは特に私のほうで調整をいたしまして、全国で合同して視察線に入れるということをしておりますし、そのほかのものも、いま申し上げました数字は、視察線に入れておると、いう数字でございます。問題は、更生ということはいいつも問題になるわけでありますが、われわれは、更生まで足を踏み入れるということはたいへんいろいろ昔から問題がございまして、できるだけそういう方向に向けて、しかるべき機関に紹介をし、またそこで推進をしてもらうようにあつせんをするという程度にとどめております。私どもとしても、ことに若い人たちがつまらない動機からこういう団体に入って、抜けがたいというような者で、非常に脅威を感じて、そのために正業に復せないというような者については、相当身を入る者もございまして、個別的に保護もし、指導をしておる者もございまして、大観しての問題としては、そういう方針でやっております。

○理事(沢田一精君)　ほかに御質疑はございませんか。――ほかに御質疑がなければ、この法律案についての質疑は終了したものと認めます。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開会

【理事沢田一精君委員長席に着く】
○理事(沢田一精君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地方事務官制度に関する件を議題といたします。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○占部秀男君 労働大臣に質問をしたいのですが、その前に委員長にお願いをしておきますが、きょうは労働大臣予定があつて一時半しかおられない。厚生大臣は御存じのように保険三法の問題で来られないということで、あらためて機会を見

てひとつまた来ていただくことにしたいと思うのです。きょうはもう概略、半ということと二十分しかないのです、どうにもなりませんから、急所の点だけ一応ひとつ聞いておきたいと思うのですが、そういうふうに取り計らうようにしていただきたいと思います。

そこで、時間がないのでざくばらんに聞きますが、御存じのように、地方事務官制度については、臨時行政調査会の方で答申が出されておるわけです。あの答申の中には、当分の間存置するといふ昭和二十二年制定の法の規定の趣旨に反して、機関委任事務についての地方事務官制度がまだ残されておるのはおかしい。それで、すみやかに廃止すべきである、こういうようなことが書かれておるわけです。私、この問題で、あとの問題も含めてですが、総理の施政方針のときにちょうど代表質問で立ったものですから、大臣もおられたと思うのですが、これをどうするかということ、臨調の答申をですね、そうした問題について、尊重すべきじゃないかということを話したときに、総理も、自分の在任中にできるものはひとつつやつていきたい、尊重していきたい、こういうふうな御答弁があったわけです。

これは一般的な包括的な答弁ですが、そこで、この地方事務官の制度については、自治省は、これはもう地方事務官制度をやめるべきであるといふことの意見のように、大臣にも、また行政局長にも伺っておりますが、労働省としては何か反対の御意見であるということ聞いたのですけれども、それはどういう意味なんですか。まあ、答申そのものは尊重の立場をとっていただけと思つてゐるのですが、その両面もあわせてひとつ御回答をお願いしたいと思います。

○国務大臣(小平久雄君) 先生お示しのとおり、行政調査会の答申をいただきまして、政府としましては、もちろんこれを全体として尊重していくという方向で努力をしなければならぬものと私も心得ておるわけであります。ただ、その中で、いろいろ示されておりますが、個々の問題

になりますというのと、まあ従来からのいきさつ等もございまして、なかなかふん切りがつかないといいますが、あるいは行政の実情からいたしまして、答申のとおりすることが、はたして行政の本来的目的に合うことになるであらうかどうかと、こういう問題があるわけでございまして、いま私のほうの關係で問題になっております地方事務官の問題も、いま申し上げました、いわば問題のある一つの事項と、こういうことに相なっておるわけでございます。

まあ職業安定行政というものが、先生すでに御承知のとおり、今日の労働事情、あるいは将来予見される労働市場の状況等を考えますというのと、どうしてもこれが全国的に広範な地域で、しかも統一性を持って行なわなければならない。こういう情勢にますます相なっておるわけでございまして、そういう客観情勢から申しまして、この地方事務官制というものを廃止して、全部地方公務員におまかせをする。こういうことで、はたして所期の目的をうまく達せられるであらうかどうかと、まあこういう点になりますと、遺憾ながら、私ども、ただいまのところ、さように判断しかねておる。ただいま申し上げましたとおり、だんだん広域的に安定行政をやらなければならぬということになっておるわけであります、そのことは、また逆に申しますと、必ずしも地方地方のとは、いわば自治的にやる仕事、まあこのこともややもすれば、御承知のとおり、何と申しますか、見解が異なると申しますか、さらに申せば、率直に申せば、利害が相反すると申しますか、そういう面もかなりあるわけでございまして、もちろん地方行政の事情というものは尊重されなければなりません、しかし、まず第一に、やはり全国的に通じてやる、こういうことがより重要であり、重要になりつつある。こういう点から、私どもは、にわかに、ただいま行政調査会の答申のとおりには、くことには、遺憾ながら賛成いたしかねておる、こういう事情でございます。

○占部秀男君　いま大臣の言われた反対しておる

考え方、これについても、確かに職安行政なり労働行政なりが、一般的に若干広域化しておるといふ、そういう情勢があることはわれわれも認めます。しかし、それだからといって、地方事務官ではなくて、県の職員、地方公務員にしてそれができないという理由は、遺憾ながら私たちにはわからない。

といふのは、実は、これはもう時間がないからあまり中に入れません、きょうはまあ来てもらつただけの形になると思うのでありますけれども、いづれにしても、労働省で出しておる、労働省の立場を——反対という言い方はおかしいかも知れませんが、現状でやっていくべきであるという立場を明らかにした理由というやうなものを讀ましてもらいましたが、どうもそれだけでは私は、反対の理由が非常に根拠が薄いのではないか。特に臨時行政調査会でも、いま大臣が言われたやうな、そうした理由というものを聞いた上でああいふ結論を出しておるということが一つ。それからもう一つは、ちょうど前回、福田行管長官にもここへ来てもらひまして、今度の実態調査をしておることについて両省の反対理由についてたしだしたところ、福田大臣は、非常に両省の反対が抽象的でつかみにくい、どうも納得できないといふことをはっきりと述べられました。速記録にも載っておりますから、あとでお読み願ひたいのですが、こつちの地方行政の八号ですが、これにはそういうふう言われて、筋から言えば、地方事務官制度でなく、県の職員にいくのが筋である、こう思うといふことをはっきり言っておるのですよ。それで、この問題については、いま言われた大臣の広域制になったからという問題からくるいろいろな問題や、また失業保険が特別会計であるという点や、いろいろな問題点はあると思うのですが、私も、できる限りその問題点をさつたのですが、どうも納得できる回答というか、反対理由にはなっていないようにわれわれは考えておるわけです。

そこで、きょうはもう全く時間がないのでしよ

うがありせんけれども、このままの状態では置いておいていいと考えられておるか。われわれの考えとしては、このままの状態では責任体制が非常に不明確ではないか、こういうことを考えるのですけれども……。というのは、これはもうここに佐久間局長が来ておられるから、あとで聞きしたいと思うのですが、こういう事務移譲、機関委任の事務移譲というのは、これは大臣御存じのように、機関委任であるかと、管理執行の責任に当たっているのは知事ですね。ところが、その知事が人事権を持っていない。それからまた、財務的な問題としては、収入支出の権能を持っていないということ。もちろん、委任はされていますけれども、県の職員に委任をされていますが、持っているという。こういうような中で、人事権を持っていない。ほんとうの指揮監督というものは、これはできないです。それから支出あるいは収入に対する権能を持っていない。これも現金問題について、その事業に関する収入支出の問題について責任が持てません。

これは一つの、労働の例じゃないですが、保険の例では、御存じのように汚職事件が起って、相当ひどい問題があったのですけれども、知事は責任を持ってと言われても、責任の持ちようがない。こういう問題が保険にはたびたび起こっているわけですね。やはりこれは、機関委任をしたら、その機関委任をされた事務についての管理執行の責任は知事にあるのだから、知事がその体制を、管理執行の責任を持てるような制度に、というのは、職員に対しては人事権を持って、自分の直接の配下として指揮監督ができる、こういうような形をとってやらねと、ほんとうに責任のある体制にならぬじゃないかというところを感じるわけですね。それからもう一つには、職員の間からいうと、これはもう人事の交流はない。課長以上はあるかもしれない。しかし、一般職員はほとんど人事の交流はない。給与面では差がある。それから服務、給与、勤務条件については、これはもう言うまでもなく、国公と地公の違いが

あって、相当違うわけですよ。職員自体の生活権を守る問題についても、職員自体はなじんでないですね。こういう制度には、今日は、「もういやだ」「不満だ」と言うのが多いのですよ。これはやはりこの際、この問題についてはけじめをつけるべき段階じゃないか。どっちへいくかはわかりませんよ。しかし、けじめをつけるべき段階じゃないかと思うんです。この点はいかがですか。

○国務大臣(小平久雄君) 先生の御指摘のとおり、現在の制度というものが、何と申しますか、俗に言うすっきりしないと思えます。そういう面のあることは私もまことに同感でございます。そこで、しからばどうしたらすっきりいくかというところになりますと、一方におきましては、行政調査会の御指摘のとおり、これを全部地方公務員にまかせる、人事権も業務の管理権もまかせるという方法に割り切るか、あるいは一方におきましては、あたかも基幹行政のごとく、これを全然国の機関で全部押し通すと申しますが、一貫することにするか、どちらかにすれば、確かにすっきりした形になる。この両論がやはりあるようでございます。まあ、しかるところ、ただいまの制度はいわばその折衷的な姿にありますが、その間いろいろの問題がそこにとどまらずに、その伏在する、こういうことになっておると思えます。そこで現在の制度で、いまお話しのごいまだした業務の關係は、労働大臣が知事に機関委任をいたして、それぞれ連絡をとるか、あるいは安定期長の指揮監督なり、こういうことをやっている。こういう姿が、これもまあ率直に申しまして、私も満点だとは決して考えません。ただまあ業務の点から申しますと、一切労働大臣から知事を通じて安定業務をやつてもらつておる、こういうことですから、いわゆる命令なり指示なりが二つの系統から出るということはないようでありますが、ただ、先生も御承知のとおり、ほんとうにその業務を行なうためには、やはり人事権を持たなければ、何と申しますか、いかぬのじゃないか、うまいかぬのじゃないか、こういう御指摘でございます。そういう面も決して否定し得ないで、私も率直にそういう感じも持っておりますので、私も率直に、実はいままで、現在の法制から申しますと、知事は全く人事権を持たぬ、こういうことに相なっているわけでございますが、この人事に關しまして、知事に何らかの形において発言権と申しますか、よく人事について大臣のほうから知事に、知事の意見を徴するとか、逆に、知事のほうから大臣に対して、内申といひますか、具申といひますか、何らかやほりそういう権限を法的にも研究して見る必要があるのではないかと私は実は感じを持っています。事務当局にも、その点どういう形がいいのか、いま、かりにそういう権限を法的にも知事に与えるとしても、一体どういう範囲の人事についてそうやるかが適當なのか、つまり具体的に申しますと、知事の部局、さらに具体的に申しますと、県の安定課の職員、あるいは安定所長などという、その限りのいいの、あるいは全安定業務に携わる職員にするの、あるいはその辺も、法的にもいろいろ検討の余地があるようでございますので、実は事務当局にも、その点ひとつでございまして早く検討してみようというのを申しているようなわけでございます。かりにそういうことになりますれば、先生の御心配のような点も、まあ満点とはいかないかもしれませんが、ある程度解消して、知事の業務の執行にも、一つの權威と申しますか、要するに、人事に対する力というものがそこにあるわけですから、先生御指摘のような点も相当解消されるに至るのではなからうかと、実はそんなふうに考えておるわけでございます。

○占部秀男君 いまの大臣の御答弁は、けじめをつけるべき段階にあるということは認められたし、その知事の責任が持てる方向に改善しようという意図のあることも、これは技術問題です。こまかい点に入らなければなりませんけれども、

も、ややお話があったようですが、実はこの問題、中へ入りますと、相当長くなる問題でして、きょうは一応大臣は半までという約束を、やむを得ずこちらのほうも承したわけですから、きょうは、私のほうも承した以上は、これ以上どうかと思ひますから、いまのお話だけできょうは打ち切っておきまして、あとからまたひとつ厚生大臣も来ていただこうと思つておきますし、自治大臣も来ていただこうと思つておきますので、それではまた次の機会にでもひとつお願いしたいと思ひます。

○理事(沢田一精君) 本件に關する本日の調査は、この程度にいたします。

○理事(沢田一精君) 速記をとめて。

○理事(沢田一精君) 速記をつけてください。

○理事(沢田一精君) 地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案の提案理由とその要旨を一括して御説明申し上げます。

昭和四十一年度における地方財政は、一面においては、地方団体住民の税負担の軽減合理化の要請にこたえとともに、地方公共投資の増大、社会保障の拡充、給与改定の平年度化その他制度改正等による財政需要の著しい増加に直面しているものであります。

このような地方財政の現況にかんがみ、明年度においては、地方交付税の率を百分の二十九・五から百分の三十二に引き上げてその総額の増加をはかり、国税及び住民税の減税等による地方財源

の不足を補うため、明年度に限り、臨時地方特例交付金四百十四億円を地方団体に交付することとする。他面、明年度における公共事業費等投資的経費についての地方財源対策として別途地方債の増額措置を講ずることにより、地方団体の健全な財政運営に支障なからしめることとしたのであります。これがため、地方交付税法に所要の改正を加えるとともに、臨時地方特例交付金の算定方法、昭和四十一年度の地方交付税の単位費用等についての特例措置を定める必要があるものであります。以上がこれらの法律案を提出する理由であります。

次にこれらの法律案の内容の要旨につきまして、御説明申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の要旨であります。

その一は、地方交付税の率を引き上げることです。昭和三十九年度に於ける地方交付税の率は、昭和四十一年度において百分の二十九・五と改められたのであります。すでに申し上げたような地方財政の事情を考慮して明年度からこれを二・五パーセント引き上げ、百分の三十二に改めることとしたのであります。

その二は、人口急減団体に対する補正の新設であります。明年度の地方交付税の算定にあたりましては、昭和四十一年十月一日に行なわれた国勢調査の結果による人口を用いることとなるのであります。地方団体の中には前回の国勢調査に比して著しい人口の減少を来しているものが相当数あり、これらの地方団体は、急激に地方交付税の額が減少することとなり、行政水準の低下が予想されますので、これを避けるため明年度から昭和四十一年度までの間に限り、基準財政需要額の激変を緩和するための補正を設けることとしたのであります。

以上のほか、所得割りにかかる道府県民税及び市町村民税の算定方法についてその合理化をはかるとともに、史跡名勝もしくは天然記念物である土地または国立公園もしくは国定公園の特別保護

地区の区域内の土地に対する固定資産税の課税免除等に伴う基準財政収入額算定方法の特例を設ける等必要な改正を行なうこととしたのであります。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の要旨であります。

その一は、臨時地方特例交付金の交付に関するものであります。

まず総額四百十四億円の臨時地方特例交付金のうち、二百四十億円を第一種特例交付金とし、百七十四億円を第二種特例交付金といたしてあります。そのうち第一種特例交付金は、住民税減税に伴う減収額の補てんに充てるため、都道府県分七十億円、市町村及び特別区分百七十億円に区分して、それぞれ、前年度中におけるその区域内の製造たばこの売り渡し本数で総額を案分して交付することとし、また、第二種特例交付金は、昭和四十一年度分の基準財政需要額が基準財政収入額を越える都道府県に対して、同年度分の普通交付税と合わせて交付することとしたのであります。

その二は、昭和四十一年度分の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例に関する事項であります。明年度における基準財政需要額の算定については、

(1) 河川事業費、道路事業費等の公共事業費の地方負担に要する経費の財源として地方債が大額に増額されることに伴い、投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を地方債に振りかえるため、関係費目の単位費用を改めるとともに、測定単位及び測定単位の数値の補正方法について必要な特例を設け、

(2) 市町村民税減税補てん債の漸減に伴い、後進市町村の財源を確保するため、市町村分「その他の諸費」のうち人口を測定単位とするものの単位費用の引き上げ、市町村における清掃関係経費の充実のため「清掃費」の単位費用の引き上げをはかるとともに、

(3) 生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保障関係経費、給与改定の平年度化等により増加する給与関係経費、その他制度改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を引き上げることとしたことがその主要な点であります。

なお、今後測定単位の数値の補正方法を定めるに際し、後進地方団体への財源の傾斜配分については特に意を用いてまいり所存であります。

また、基準財政収入額につきましては、第一種特例交付金の交付に伴い、普通税と同様に、これを昭和四十一年度分の基準財政収入額に算入する旨の特例を設けることとしたのであります。

以上のは、臨時地方特例交付金の交付時期等、その交付に関する必要な措置、その他昭和四十一年度分の地方交付税の特例を設けることに伴う必要な措置として、後進地域の開発に関する公共事業にかかる国の負担割合の特例に関する法律において用いられる財政力指数の特例を設ける等の措置を講ずることとしたのであります。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(沢田一精君) 両案についての審査は、後日に譲りたいと存じます。

○理事(沢田一精君) 次に、地方行政の改革に関する調査といたしまして、昭和四十一年度地方財政計画に関する件を議題といたします。

自治大臣の概要説明を願います。永山自治大臣。

○國務大臣(永山忠則君) このたび昭和四十一年度の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を説明申し上げます。これを中心として、明年度の地方財政の見通しと地方財政に関する政府施策の概要について申し述べたいと存じます。

昭和四十一年度は、経済の不振に伴う地方税等一般財源の伸びの鈍化に加え、国、地方を通じ平年度三千数百億円に達する大幅減税を断行することとなりましたので、歳入においては例年のような増加が期待できない反面、給与関係経費、社会保障費等義務的経費の増高は著しく、加えて景気刺激のため公共事業費等投資的経費を大幅に増額する必要があるもので、現状のままでは、地方団体がその財政の健全性を保持しつつ住民福祉の増進をはかっていくことは困難であると考えられます。

そこで、地方財政計画の策定にあたりましては、これらの客観情勢を念頭に置き、国、地方を通ずる財源の中において極力地方財源を確保する等必要な施策を講ずることにより、地方団体が財政の健全性を保持しつつ、公共投資の増大、社会保障の充実等、当面必要とする施策を行なうことができるよう措置することを目標といたしましたのであります。

すなわち、計画策定の具体的方針といたしましては、第一に、地方税負担の軽減合理化を推進しつつ、行政水準の引き上げをはかるために、一、住民税所得割を中心として負担の軽減をはかり、

二、国税及び地方税の減税に伴う減収を補てんし、地方財源を充実するため、地方交付税率を二・五%引き上げて三二%とするのと同時に、昭和四十一年度限り臨時地方特例交付金四百十四億円を交付すること、

三、法人税の税率引き下げ等による減収を回避するため、住民税法人税割の税率等について所要の調整を行なうとともに、

四、土地に対する固定資産税及び都市計画税について税負担の均衡化を漸進的に確保しつつ、都市開発の促進に資するため、税負担の調整措置を講ずることとしたしました。

第二に、経済の安定した成長と均衡ある発展を達成するため、公共投資の増大をはかるものとし、公共事業等の円滑な消化をはかるための地方債を

昭和四十一年度は、経済の不振に伴う地方税等一般財源の伸びの鈍化に加え、国、地方を通じ平年度三千数百億円に達する大幅減税を断行することとなりましたので、歳入においては例年のような増加が期待できない反面、給与関係経費、社会保障費等義務的経費の増高は著しく、加えて景気刺激のため公共事業費等投資的経費を大幅に増額する必要があるもので、現状のままでは、地方団体がその財政の健全性を保持しつつ住民福祉の増進をはかっていくことは困難であると考えられます。

そこで、地方財政計画の策定にあたりましては、これらの客観情勢を念頭に置き、国、地方を通ずる財源の中において極力地方財源を確保する等必要な施策を講ずることにより、地方団体が財政の健全性を保持しつつ、公共投資の増大、社会保障の充実等、当面必要とする施策を行なうことができるよう措置することを目標といたしましたのであります。

すなわち、計画策定の具体的方針といたしましては、第一に、地方税負担の軽減合理化を推進しつつ、行政水準の引き上げをはかるために、一、住民税所得割を中心として負担の軽減をはかり、

二、国税及び地方税の減税に伴う減収を補てんし、地方財源を充実するため、地方交付税率を二・五%引き上げて三二%とするのと同時に、昭和四十一年度限り臨時地方特例交付金四百十四億円を交付すること、

三、法人税の税率引き下げ等による減収を回避するため、住民税法人税割の税率等について所要の調整を行なうとともに、

四、土地に対する固定資産税及び都市計画税について税負担の均衡化を漸進的に確保しつつ、都市開発の促進に資するため、税負担の調整措置を講ずることとしたしました。

大幅に増額いたしました。

第三に、社会開発を推進し、地域格差の縮小をはかるため、辺地事業を増額するとともに、引き続き地方交付税を財政力の弱い地方団体に傾斜的に配分することといたしました。

第四に、行政の広域的処理を推進し、行政の効率化を徹底することにより経費の効率的利用を促進したいと考えております。また国庫補助負担金制度の合理化をはかり、地方団体の超過負担を解消することについて特に努力いたしましたのであります。

なお、国民健康保険事業会計と地方公営企業会計の悪化は、これらの事業の運営を困難ならしめているほか、普通会計の健全運営にも支障を与えておりますので、これらの事業会計を健全化するため必要な措置を講ずることにより普通会計の健全化に資することといたしましたのであります。

以上の方針のもとに、昭和四十一年度地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四兆一千三百四十八億円となり、その前年度に対する増加は、五千二百二十七億円、一四・五％となるのであります。

次に、歳入及び歳出のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、歳入についてであります。

その一は、地方税収入であります。ただいま申し上げましたとおり、明年度は経済の現況から自然増収について多くを期待できない上に、税負担の軽減合理化をはかることといたしました結果、前年度に対する増加額は七百九十三億円、増加率は五・三％にとどまっております。この結果、明年度の地方税の総額は、一兆五千七百四十一億円となっております。

その二は、臨時地方特例交付金及び地方交付税であります。

明年度の地方財政事情にかんがみ、地方交付税率を二・五％引上げ三・三％といたしました。なお、不足する財源に対し、昭和四十一年度限りの措置として四百十四億円の臨時地方特例交付金を

交付することといたしましたのであります。

その三は、地方債であります。明年度は、景気対策の見地から、公共事業費等が大幅に増額されることとなりまして、すでに申し上げましたように、一般財源については、あまり多くの増加を期待できない状況にありますが、昭和四十一年度限りの措置として特別事業債一千二百億円の発行を認めることといたしました。この結果、昭和四十一年度の地方債の発行予定額は六千七百七億円となり、前年度と比較して一千八百五十八億円の増となります。このうち地方財政計画に算入いたしますのは、一般会計債一千四百四十五億円、特別地方債のうち一般会計分二百五十億円、昭和四十一年度限りの特別事業債一千二百億円、合計二千八百九十五億円で、前年度と比較して、一千二百六十五億円の増加となっております。

第二は、歳出であります。その一は、給与関係経費であります。給与費につきましては、一、給与改定の平年度化及び昇給に伴う経費、二、警察官、高等学校の教職員及び消防職員等の職員の増加に伴う経費等を見込み、前年度比較一千六百七億円の増の一兆四千六百七十九億円を計上いたしましたのであります。

その二は、一般行政経費であります。この一般行政経費のうち、国庫補助負担金を伴う経費は、総額四千七百七十一億円と見込まれ、前年度に比し六百六十四億円の増加いたしました。また、国庫補助負担金を伴わない経費については、一般行政事務の増加等の事情を勘案して必要額を増額し、これに事務処理の効率化等による経費の節減合理化を見込んで、前年度比二百十八億円の増の三千五百四十四億円を計上いたしましたのであります。

その三は、投資的経費であります。すでに申し上げたとおり、政府は、経済の現状を考慮して、明年度の国庫予算におきましては、公共事業費の大幅増額を行なうことといたしましたのであります。が、公共事業費の大部分は地方団体の手を通じて実施せられます関係で、地方財政計画におきまし

ても、投資的経費を大幅に増額いたしました次第であります。すなわち、国の直轄事業に対する地方団体の負担金は、前年度に比し七十一億円の増加、六十億円の増、国庫補助負担金を伴うものにつきましては、道路整備事業、治山治水事業、港湾整備事業、住宅対策費、公立文教施設整備費及び災害復旧事業費等の増加により、前年度に比し一千七百四十六億円の増加となり、総額は九千二百六十八億円と見込まれます。

次に、国庫補助負担金を伴わない地方単独の事業費につきましては、道路その他の産業基盤施設、高等学校等の文教施設、住宅等の生活環境施設の整備に要する経費を中心として増額をはかりました結果、前年度に比し、七百七十億円の増加となり、その規模は五千七百五十億円となったのであります。

なお、明年度におきましては、地方公営企業の基盤を強化し、その健全化を促進するため、同会計に対する出資を前年度よりも九十六億円増額し、二百七十億円計上いたしております。

以上、昭和四十一年度の地方財政計画の概要を申し述べたのでありますが、これを要するに、明年度の地方財政は、景気の停滞と国における公債の発行等、財政環境が非常に悪化しております。関係で、従来にならぬ慎重な運営を必要とすると考えられるのでありますが、地方団体関係者の英知と努力を期待いたしますとともに、政府といたしまして、中央・地方一体となって、国民の福祉の増進に寄与するという理念のもとに、その指導に遺憾なきを期し、地方財政の健全化について格段の努力をしてまいる所存であります。

○理事(沢田一精君) 本件についての審査は、後日に譲りたいと存じます。

○理事(沢田一精君) 次に、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりま

した首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、首都圏及び近畿圏の既成市街地への産業と人口の集中傾向は、近年ますますその激しさを加えてきておりますが、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏及び近畿圏の建設と、その秩序ある発展をはかるためには、特に首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発の推進をはかる必要があるのであります。

しかし、これによる経費は、膨大な額にのぼり、関係地方公共団体の財政負担も急激に増大を見ますので、計画を円滑に推進してまいりました。めには、これらの地方負担に対し、国が国家的見地に立つて財政上の特別措置を講ずる必要があるのであります。

これが本法律案を提案した理由であります。次に、この法律案の内容について、御説明申し上げます。

第一は、地方債の許可額の増大とその利子補給についてであります。

国は、関係都府県に対して、整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、その都府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして地方債の増額発行を許可するものとし、当該地方債に対し、地方交付税の不交付団体を除き、年利三分五厘をこえる部分を、関係都府県の財政力を勘案して政令で定める基準により、最高年利八分までを限度として補給することといたしました。

第二は、国の負担割合の特例についてであります。整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、下水

道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかか事業について、関係市町村の負担額が標準的な負担額をこえる場合に、当該市町村の財政力を勘案しつつ、当該超過額に充てて国の負担割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げることをとした。

なお、地方債の発行の許可は、昭和四十一年度から昭和五十年年度までとし、その利子補給は、昭和五十五年を最終期限として、地方債の発行許可年度以後七年度間の各年度において支払われる利子について行なうこととし、また、国の負担割合の特例は、昭和四十一年度から昭和五十年年度までの各年度において行なわれる事業について行なうこととした。

以上が首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(沢田一精君) 本案についての審査は、後日に譲りたいと思います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(沢田一精君) 速記を起してください。

○理事(沢田一精君) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明はすでに聴取いたしておりますので、補足説明を聴取いたしたいと存じます。細郷税務局長。

○政府委員(細郷道一君) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について補足説明をさせていただきます。それではその資料の中の新旧対照表というのが五ページ目にございます。それに従って御説明申し上げます。

さきに提案理由で御説明申し上げましたように、今回、空港整備法によります民間空港に對しまして、地元との受益関係、具体的に申し上げます

ば、飛行場があるために道路でありますとか、あるいは消防施設でありますとか、そういったようなことの整備を地元市町村がする必要があるわけでございますので、かつ飛行場というものが、その市町村の区域において、かなり広大な面積を占拠しているといったような事情にかんがみまして、今回、国有資産等所在市町村交付金の対象の一部に加えていきたい、こういうのが今回、改正案を御提案申し上げた趣旨でございます。

そこで、その内容につきましては、第二条に交付金または納付金の対象資産の範囲が書いてございますが、その第二号に、新たに、「空港の用に供する固定資産」というのを加えたわけでございます。空港整備法の第二条第一項によりまして、第一種空港、いわゆる国際空港、現実には羽田とか伊丹とかいう空港でございます。それから第二種空港、これは国内の主要路線の空港でございます。現在二十近く国内にございます。それから第三種空港、これはいわゆるローカルの線の発着の空港でございます。そういったような第一種、第二種、第三種空港につきまして、それぞれその用に供する固定資産を対象に加えたわけでございます。

それから、めくっていただきますと、第二条の四項というのがございます。これが今回加えられた空港整備法、空港の用に供する固定資産のうち、対象から除外するものの範囲を規定したものでございます。そこにございますように、「国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、」たとえば校舎でありますとか、あるいは国有地といったようなもの、それから「地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、」つまり道路のようなもの、いわゆる空港の区域内に道路があるわけでございますが、そういった道路のようなもの、そのほか「税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるもの」は市町村交付金を交付しない。対象から除外をいたしたいと考えるわけでありまして、それらの

施設の公共性と、その持っており行政機関的機能、そういったようなものを考慮いたしての措置でございます。

それから第四条でございます。左のほうに行きまして、ここにございますのは、第四条の第二項で、空港につきましては交付基準額は価格の半分とするというところでございます。十分の五とするという考えでございます。この考え方は、本来空港の用に供する固定資産は公用財産というべきものでございまして、公用財産につきましては、その公共性のゆえに従来、税制上非課税というたてまえをとっておるわけでございますが、先ほど申し上げましたような空港の持つております特殊な事情にかんがみ、今回、交付金の対象といたしましたので、その公共目的と現地に与える迷惑度と申しますか、そういったものと両面を考慮いたしまして半分と、こういうことになったしております。

それから第十条でございますが、これは、二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分でございす。現在でも、この法律の対象になっております発電所のダム等についてそういうものがあるわけでございますが、今回加わりましたが、空港の用に供する固定資産につきましても、それが二以上の市町村にわたるものがございますので、それにつきましては、それぞれ市町村に配分をいたさなければならぬ、かように考えまして、この十条に加えたものでございます。

それから二枚ほど飛んでいただきましたと、第二十一条の二というのが新しく加わっております。これは空港の管理者とその固定資産の所有者とが違つ場合がございす。具体的に申しますと、第二種空港は国が管理をいたしておりますが、その空港の土地につきましては県有地を貸し付けて提供してあるといったようなものがございます。そういう場合におきましても、空港の管理者が交付金を地元に出す、こういうふうにしたそうとするものでございます。具体的に申しますと、広島空港のごときは、広島県の県有地を提供して第二

種空港をつくっておりますが、空港の管理者は国でございます。したがって、固定資産税は所有者が負担することになっておりますが、この場合には、空港の管理者である国が広島県の地元に対して、ここに定めます交付金を交付する、こういう形になっております。

それから、その次の第二項は、それぞれの空港の用に供する固定資産で、まだ所管の運輸大臣に移管がえになっていない場合でも、その間対象にするのだという経過的な規定でございます。空港が新たに開設されるような場合の経過的な規定でございます。

あとはこの新旧対照表には、新しいために、旧法がございせんので載っておりませんが、附則の第三項というのがございまして、四十一年度の交付金額に限りまして、この法律によって計算をした交付金額に一定の率を、「政令で定める率を乗じて得た額とする」、こういうことでございす。と申しますことは、本年度はすでに国の予算としましては一億四千万円計上いたしております。現実にはいま申し上げましたように、空港の固定資産の台帳価格について大体の見積もりを実はいたして一億四千万を計上いたしておりますが、多少課税対象にならない部分等を精算いたしますと、見込みの一億四千万円と少しずれるかと思うのでございます。したがって、その間の調整をはかるという意味合いにおきまして、計算上出た交付金額に対する一定の割合を政令で定めた率といたしまして、それを乗じたものを四十一年度でございす。四十二年以降は、台帳の価格の額に充てましてそれぞれ計上してまいりたい、かように考えております。

なお、第一種、第二種空港は、それぞれ国の管理でございますから、国から地元の市町村に交付金が出るわけでございますが、第三種空港は、主として県が管理をいたしております。現在二十九ございますが、中には市町村営のものもございす。これにつきましては、同じ市町村内のこと

は、〇・三とする。

3 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4 自治大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)、首都圏整備委員会委員長及び近畿圏整備委員長並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(他の特別法との関係等)

第六条 特別整備事業又は特定事業で新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)第二条又は第三条の規定の適用を受けるものについては、この法律の規定は、適用しない。

2 関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。)が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「この法律による国の負担割合」という。)をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、同法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、同法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

3 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

昭和四十一年四月二十一日印刷

第七條 第三條第二項の規定による利子の補給及び第四條の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八條第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第四條及び第五條の規定は、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十一年法律第 号)

の施行に關する事務を行なうこと。

第十二條第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の施行に關すること。

第十四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
二 二 終わり 整備 整理
三 三 三 十年 三十六年

二 四 四 三 追徴 税調

第十五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
二 三 終わり そういつ そういつた
三 三 終わり 二 固定 固定
四 四 個定 個定
五 五 終わり といつて といつて
六 六 終わり 二 不足 不足
七 七 終わり 下足 下足
八 八 終わり つぎき 不足
九 九 終わり つぎき 不足

昭和四十一年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局